

有限会社修	社会福祉法人健康会	社会福祉法人健康会	企業組合いちのくすりナース	医療法人杏林会
北津軽郡中泊町大字二九一の三	つがる市森田町森田月見野四七三の二	つがる市森田町森田月見野四七三の二	つがる市稲垣町沼崎幾代崎四七	東京都目黒区中央町二丁目五の二
共同生活介護	共同生活援助	共同生活介護	共同生活援助	共同生活援助
ケアホームの森	みなと荘	みなと荘	グループホームみちのく	サンドエル
北津軽郡中泊町大字二九一の三	五所川原市大字湊字船越三〇二の三	五所川原市大字湊字船越三〇二の三	つがる市稲垣町沼崎幾代崎四七	八戸市小中野四丁目一の六〇
"	"	"	"	"

青森県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類	路線名	変更の区間			変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	弘前鰺ヶ沢線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋一三の二〇から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字東田白ヶ久保一六〇の三から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山一の二七まで	前	一三・〇〇メートルから六四・五〇メートルまで	三三・〇〇メートル	
			西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋一三の二〇から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山一の二〇まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山一の二七まで	前	一七・〇〇メートルから三〇・〇〇メートルまで	一四一・八〇メートル	
			西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋一三の二〇から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山一の二七まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山一の二七まで	後	一三・〇〇メートルから六四・五〇メートルまで	三三・〇〇メートル	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年一月十三日

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおもりラジオくらぶ
- 三 代表者の氏名
大竹 辰也
- 四 主たる事務所の所在地
青森市中央一丁目七の七
- 五 定款に記載された目的

青森県知事 三 村 申 吾

この法人は、地域住民に対して、情報発信力を身につける事業を行うとともに、ラジオを中心にした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全とともに住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一〇一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役社長 小幡尚孝

三 八戸市の意見の概要

店舗面積が増加したことにより、指針にある商業地区を参考とした場合、四〇六台となり、現在の届出上の駐輪台数（三六〇台）では不足が生じるため、年間の平均的な休祭日のピーク一時間に必要な自転車及び原動機付き自転車の駐輪場を確保すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年一月十三日から同年二月十三日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一〇一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十二年一月十三日から同年二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社テクノワーク
- 二 代表者の氏名 荒谷 精樹
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字長者森二の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第四七六二号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭